

31

コンテンツ活用促進事業

1 目的

道内の中小企業者等が自社の経営課題の解決に向けた取り組みにおいて、コンテンツ等（デザイン、映像、音楽、キャラクターなど）の活用を行うために発生する費用の一部を補助することにより、市内クリエイター等と道内中小企業者等との連携促進を図り、市内クリエイター等及び道内中小企業の競争力及び成長性を高め、本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 補助対象者

道内に本社を有する中小企業及び企業グループ等。ただし、コンテンツ等の事業を主に営む中小企業者等を除く。

3 補助対象事業

自社の経営課題（新商品・サービス等の開発、既存商品・サービス等の高付加価値化、販路の拡大、業務効率化を図るための自社業務の改善、ブランディング等）を解決するために、市内クリエイター等と連携し、コンテンツの活用を行う取り組み。

4 補助金額

補助対象経費の1/2以内、上限額100万円

5 補助件数

2件

（予算300万円の範囲内で実施）

（令和元年度採択案件）

・肉牛牧場が経営するオホーツク初となるワイナリーのブランディング事業（株式会社未来ファーム）

・北日本フードブランド差別化のためのレシピ動画制作・WEB特設ページ制作（北日本フード株式会社）

6 補助対象経費

補助対象者が補助対象事業実施にあたり、市内クリエイター等に支払う業務委託費。ただし、市内クリエイター等に対するコンテンツ等のデザインや制作費等の直接人件費が補助対象経費の75%以上であること。

7 募集期間

令和元年6月3日～8月30日

8 申請の受付・問い合わせ

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 インタークロス・クリエイティブ・センター

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

TEL:011-817-8911

URL:<https://www.icc-jp.com>

※令和2年度事業詳細は、市ホームページなどで公開する公募要領等をご確認ください。